

連合北海道独自の取り組み「平和行動 in 沖縄」を実施

連合の平和オキナワ集会は6月23日の慰霊の日を中心に実施され、「連合北海道団」も参加してきましたが、今年は第24回参議院選挙のため代表者の派遣にとどめ、改めて連合北海道独自の取り組みとして11月10日～13日の間で実施しました。



出村連合北海道会長を団長とし、全道各地から16名が参加した「平和行動 in 沖縄」は、11日午前の学習会から始まりました。

「沖縄基地の虚実」と題し、琉球新報 島袋良太 記者を講師に行われた学習会は、在日米軍専用施設の74%が沖縄に集中する合理性や基地と経済に対し、沖縄の負担を正当化する議論や基本的認識への誤解に対する「虚実」についての講演でした。(要旨別紙)

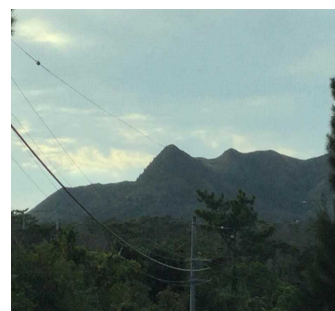
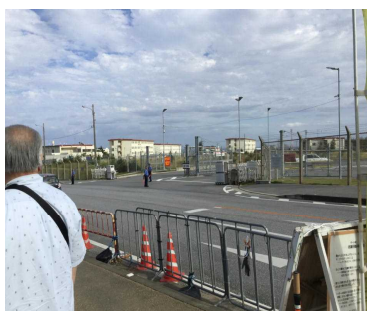
11日午後からは全体行事は設定せず、各自の「平和学習」です。例えば出村団長と釧根地協・宗谷地協からの参加者は「辺野古・県道104号」を視察しました。



那覇から北上すること約1時間半かけて到着した「辺野古」では、普天間からの移設に反対するテント村を訪問し、(11/11 現在)4590日間「座り込み」されている方から、不当な計画や反対闘争の概要を説明していただきました。



続いて、北海道・矢臼別演習場など全国5カ所に移転訓練が行われてきた「生活道路を封鎖しての米軍実弾演習」の封鎖県道である県道104号線を視察。右のキャンプ・ハンセンから砲弾が発射され、県道の頭上を越え、左のブート岳に着弾していた現地の様子を視察しました。



12日は終日フィールドワークです。嘉手納基地・普天間基地などを視察した後、アブチラガマに入りました。

「ガマ」は自然洞窟で、アブチラガマは集落の住民が避難していた全長270mのガマです。戦場が南下するにつれ南風原陸軍病院の分室となり、600人とも1000人とも言われる負傷兵で埋め尽くされました。ひめゆり学徒隊が配置されており、それら生存者の証言により、想像を絶する悲劇が語り継がれています。



ガマの出口にある慰霊碑で黙祷を捧げ、ガマでの追体験を胸に「ひめゆり平和祈念資料館」「沖縄県平和祈念資料館」にて、更なる学習を深めました。



夜に行われた「解団式」では、参加者全員から、今回の行動で得たものを今後の地域・産別で広め・運動に生かし、平和運動の強化に取り組む決意が述べられました。

私たちは、沖縄の米軍基地問題を解決する道は「米軍基地の整理・縮小」「日米地位協定の抜本改定」であることを改めて認識しました。今後も戦争がもたらした惨劇と実相を忘れることなく平和運動を推進していきます。



「沖縄基地の虚実」

在日米軍専用施設の74%が集中する沖縄。その合理性や基地と経済、歴史的経緯などをめぐり、沖縄の負担を正当化する議論があり、基本的認識への誤解も散見される。その虚実を検証する。



虚実1 尖閣有事と沖縄基地

2015年、翁長知事と初会談した中谷防衛相は、米軍普天間飛行場の辺野古移設の必要性を力説し、中国公船の尖閣諸島周辺海域への侵入を挙げ、尖閣有事には、米軍が即座に海兵隊を派遣し、奪還作戦を行うとも受け取れる発言をし、在沖縄の米海兵隊の重要性を述べた。また、政府は普天間飛行場を県外に移設した場合、(日本本土から尖閣に飛行する)数時間の遅れが致命的な遅延となり得ると主張している。

しかし、15年に改定された日米防衛協力の指針(ガイドライン)では、防衛の一義的責任は自衛隊が負うと定めている。尖閣への武力侵攻に対しては自衛隊が一義的な責務を負い、米軍が最初から軍事攻撃に加わることを想定していない。

そして「支援」について、確かに指針では米軍について「(自衛隊を)支援し、補完するための作戦を実施する」と定めている。しかし米海軍関係機関は、その米側が担う「支援」の具体例として「監視、補給、技術指導」を挙げている。

また、日米安保条約第5条は、日本の施政権下の地域で日米いずれかに対する武力攻撃があれば「自国の憲法上の規定と手続きに従い共通の危険に対処する」と規定している。

米国憲法の手続きに沿えば、原則、武力行使に際しては議会承認が必要。他国の「無人の小島」をめぐり、米国と並ぶ大国となった中国と戦火を交えることについて、議会承認は一定の時間を要する。

県辺野古新基地建設問題対策課は「米海兵隊が尖閣に派遣される可能性が全くないとは言わない。ただ仮にその場合も、まずは海上保安庁や自衛隊による対応、外交交渉など長いプロセスを経てからになる」と指摘する。実際、森本敏防衛相(当時)は2012年に尖閣問題への対応はまず海保や自衛隊が行うとし「尖閣諸島の安全に米軍がすぐ活動する状態にはない」と明言している。県は「政府は普天間飛行場を県外に移設した場合、数時間の遅れが致命的な遅延となり得ると主張するが、実際のシナリオを考えれば、数時間では即応力は失われない」として、尖閣問題への対処は普天間を県内移設する理由にはならないと強調する。

虚実2 朝鮮半島・台湾有事（中国脅威）と沖縄基地

日本周辺にある「潜在的紛争地」について、政府はこれまで朝鮮半島と台湾を挙げ、沖縄の米海兵隊はこうした事態に対応する「抑止力」であり、沖縄は駐留地として地理的優位性を有していると強調してきた。

まず、北朝鮮をめぐってはミサイル問題が注目されているが、ミサイル攻撃を迎撃するのは主に空軍、陸軍。またミサイル攻撃に対するカウンターミサイル反撃は主に近海を航行する潜水艦などが行い、これは海軍が運用する。

では陸戦部隊である在沖米海兵隊が、朝鮮半島有事の際にどう動くのか。強襲揚陸艦を伴い在沖米海兵隊が朝鮮半島へ向かう場合、まず佐世保からうるま市ホワイトビーチへ30～32時間をかけて南下し、牧港補給地区から物資、キャンプ・ハンセンから兵員、普天間飛行場から航空機を艦上に載せ、再び朝鮮半島へと北上する。つまり一刻を争うはずの有事に南下と北上を繰り返す非効率な「回航問題」が生じる。

つぎに台湾。政府は沖縄と台湾の近さを引き合いに「緊急事態で1日、数時間の遅延は軍事作戦上致命的な遅延になり得る。県外駐留の場合、距離的近接性を生かした迅速対応ができず、対処が遅れる」と主張してきた。だが専門家の間からは、台湾海峡有事の際に地上部隊である米海兵隊が真っ先に果たす役割は、ほとんどないと指摘している。

過去に米国防総省系シンクタンクは「台湾危機はまず海空軍の戦い。いざ戦うことになれば、それは第7艦隊（拠点・横須賀）と第5空軍（司令部・横田）だ。台湾有事と朝鮮半島有事で海兵隊がどのような役割を果たすのか疑問だ」と指摘する。

「九州などの方が近い」という地理的優位性に関する議論を受け、政府は近年、沖縄は潜在的紛争地に「近い（近過ぎない）」という説明をするようになっていく。国は現在行われている名護市辺野古の埋め立て承認取り消しをめぐる代執行訴訟でもこの見解を主張している。

県は国が主張する「近いが近過ぎない」の概念について、具体的な距離などを示すよう求めてきたが、政府は「その時々で変わり得る」と実質的に回答を拒否してきた。県は「検証不能で詭弁としか言いようがない」とし、地理的優位性論の根拠の薄弱さを強調している。

普天間の県内移設をめぐってはしばしば「沖縄から米軍が撤退すれば中国が攻めてくる」との「中国脅威論」も引き合いに出される。

だがミサイル能力や海軍力の強化に力点を置く中国軍を念頭に置けば、地上部隊と連携するヘリコプターの基地である普天間飛行場ではなく、嘉手納などに拠点を置く空軍力や、横須賀などに拠点を置く海軍力が圧倒的に「抑止」の機能を有している。仮に普天間を閉鎖しても、沖縄に軍事力の「空白」は生まれない。

虚実3 自衛隊基地と米軍基地

2013年2月、現職の防衛政務官だった佐藤参院議員(ヒゲの隊長)は、自身のツイッターで「在沖米軍施設は約23%」と発信した。

だがこの発信内容は、佐藤氏自身が政務官を務めていた防衛省の公式見解からも外れる誤った認識だ。その後、佐藤氏の事務所はこの発信について琉球新報に「誤解を与えうる可能性のある発言だった」とした上で「趣旨としては、沖縄だけが基地を負担しているわけではないと言いたかった」と釈明した。

自衛隊最大の演習場でもある矢臼別演習場。この基地は日米地位協定2条4項のbで定められた米軍が一時使用可能な自衛隊施設(2-4-b施設)に指定されている。

矢臼別では米海兵隊が毎年1度、約2週間の砲撃訓練を行っている。沖縄から移転した県道104号越えの実弾演習だ。この他に日米共同訓練が行われることもあるが、今年の実績はこちらも2週間で、日米共同訓練の実施は2012年以来、4年ぶりの出来事だ。米軍による矢臼別演習場の使用日数は、概して年に2週間程度だ。

防衛省は矢臼別演習場などの「2-4-b施設」を「在日米軍施設・区域」と表現し、分類している。この分類に沿うと、米軍による矢臼別の使用は年に2週間程度でも、統計上は「在日米軍施設」扱いとなる。さらに同演習場は全国で最大の自衛隊施設であると同時に、全国最大の「在日米軍施設」としても位置付けられている。

沖縄の基地負担をめぐる「沖縄の米軍基地面積は日本全体の74%と言われるが、実は23%だ」という主張について、この「23%」は、実は先に挙げた矢臼別のような、米軍が一時的に使用できる自衛隊基地を含んだものだ。

これらを含んだ場合、日本で最も多くの「在日米軍施設・区域」面積を抱える都道府県は、沖縄ではなく北海道となる。

一方、沖縄に74%が集中しているのは、日米地位協定に基づき米軍が排他的管理権を有し、基地の運用に関して日本の法律が適用されず、米側に「治外法権」を認めた「米軍専用施設」のことを指す。

これら米軍専用施設は日米地位協定上も、先の「2-4-b」施設とは別に、同協定2条1項aで位置付けが規定された「米軍基地」(2-1-a施設)だ。

米軍が一時使用できる自衛隊基地に関して、米軍による実際の使用状況はどうなっているか。防衛省は14年度の米軍による使用日数について琉球新報に回答した。するとほとんどが年に30日未満で、数日の事例も散見された。

佐藤氏のツイッターには「なるほど。沖縄から米軍基地を撤去させるために、日本のマスコミが情報操作をしているのでしょう」といった投稿が続き、インターネット上で共有された。事実に基づかない佐藤氏の誤った情報がネット上を中心に拡散されてしまった。沖縄への基地集中はうそだと主張するための意図的な発信だとすら疑ってしまう内容だ

虚実4 沖縄復興予算と米軍基地

毎年末に「沖縄関係予算3千億円台」の報道が出るたびに、沖縄には他道府県と同様の国からの予算とは別に、「沖縄振興予算」が上乘せされているという誤解が流布される。その誤解はしばしば基地負担の「見返り」と見られ、増幅している。

しかし「3千億円台」は他道府県が同様に得ている予算の「総額」である。

沖縄県は1972年に本土復帰するまで国に予算要求するノウハウが全くなかった。復帰に当たって沖縄開発庁（現内閣府沖縄担当部局）が設置され、県に代わって各省庁に予算要求する「一括計上」方式が採られ、年末に翌年度の予算総額が示されることになった。3千億円台は総額であって、基地見返りの別枠などではない。

2013年度に各道府県が得た予算を人口1人当たりで割ると沖縄県は全国6位だ。旧国鉄や道路公団などの大型投資を含む公的支出額だと14位で、他道府県より群を抜いて沖縄に国の予算が投入されているわけではない。

逆に、沖縄から国に納められる所得税や法人税、消費税などを総合した14年の国税徴収額は、全国47都道府県のうち29番目とほぼ中位にある。沖縄関係予算と国税支払額のバランスで考えても、他道府県より「もらいすぎ」な状況ではないことが分かる。

県民1人当たりが受けている国からの予算額と、沖縄で支払われた国税のバランスを比べた「受益率」で見ると、沖縄の受取超過額は全国で16位だ。沖縄よりも受益率が高い15県のほとんどに米軍基地はなく、「基地見返り論」に根拠がないのは明白だ。

沖縄関係予算は県と各省庁の間に内閣府沖縄担当部局が入り、各省庁の予算を総合的に調整し予算を一括計上して財務省に要求する仕組みは、沖縄振興開発特別措置法（現在の沖縄振興特別措置法、沖振法）による。

1972年の復帰に伴って施行され、政府は「沖縄振興予算」として沖縄関連の直轄事業や交付金を取りまとめてきた。復帰まで米国統治下であり、予算折衝などを経験していない沖縄に配慮した措置だ。沖縄関係予算には国土交通省や農林水産省などの公共事業や学校などの文教施設費、不発弾処理など戦後処理の関係費も含まれる。

つまり、他道府県は各省庁に予算要求するため総額は見えにくいですが、沖縄は各省庁の予算を一括計上するため総額がすぐ判明する。沖縄関係予算は全国同様、国の直轄事業費や国庫支出金がほとんどだが、他道府県と予算要求の仕組みが違うことから沖縄が別枠で多額の予算を受けているとの誤解を受けやすくなっていると言える。

虚実5 基地依存と米軍基地

県の発表では、2013年度の県内総生産と県外からの所得を合算した県民総所得は約4兆1211億円。それに対して県が基地関連収入と位置付ける軍雇用者所得と軍用地料、米軍への財・サービスの提供などを合計すると約2088億円になる。

県民総所得に占める基地関連収入の割合は13年度現在5・1%にすぎない。

沖縄の経済が基地に依存していたことはあった。それは1950～60年代の話だ。琉球政府による71年度国民所得報告書によると、沖縄戦終戦から10年後の55年度は県民総所得1億1730万ドルに対し、基地関連収入は4820万ドルで41・1%を占めている。以降、57年度にピークの51・5%を迎えた後は日本復帰の72年度に15・5%、80年度に7・1%と県民総所得に対する割合は下がり、86年度以降、4～5%台で推移している。

基地と基地跡地の経済効果の側面について、駐留米軍基地の活動による経済効果として、軍用地料やそこで雇用される人の所得、米軍などに対する財やサービスの提供、国が出す周辺土地への整備費、自治体などへの交付金などがある。

一方、民間地の場合、その土地で行われる卸・小売業や飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産賃貸額などから経済効果を算出することができる。

県は2015年1月、既に返還された米軍基地跡地の那覇新都心地区などの基地が返還される前と返還された後の経済効果を比較する資料を公表している。

那覇新都心地区の場合、返還前は年間52億円だった活動による直接経済効果は返還後は年間1634億円となっていて、その倍率は32倍。小禄金城地区では返還前34億円に対し、返還後は14倍の489億円。桑江・北前地区は返還前3億円に対し、返還後は108倍の336億円だ。三つの地区を合計して返還前後を比較すると返還前が年間89億円なのに対し、返還後は28倍の2459億円に達している。

雇用の側面から見た数字もある。那覇新都心地区では返還前が168人だったのに対して返還後は1万5560人で93倍となっている。小禄金城地区は返還前159人に対し、29倍の4636人。桑江・北前地区は返還前は雇用ゼロ、返還後は3368人の雇用を生み出している。

これらの数字から、その土地が米軍基地の時代より、返還された後の方が経済的に高い実績を出している。

軍用地主について、沖縄防衛局によると14年度現在の年間の軍用地料の金額別割合は100万円未満が58・4%、100万円以上200万円未満は19・1%、200万円以上300万円未満は8・4%、300万円以上400万円未満は4・3%、400万円以上500万円未満は2・7%、500万円以上は7%。

4人のうち3人が200万円未満で、500万円以上は1割に満たない。

以上

(文責 事務局)